

二 薪二解決人

意見 書

本回鉄工場代表者ト在工場職工團體代表者ト丸記條件ヲ以テ解決ス

一 常備給、場合ハ五割増給スルコト

本件ハ本月一日ヨリ実施スルコト

六 工場ヨリ職工解僱、場合ハ其常備給ハ

ノ六ヶ月又給スルコト

右覽書ノ通リ作成シ各代表者ニ交付スル

モノトス

(敬告 視 廳)

第三 勞資協調團體

(一) 海洋勞資協會設立運動

全國要港ニ於テ

業者者ガ「セ」中ニ會議ニ於テハ海員優遇ニ

関スル決議ニ基キ早晩政廳ニ於テ無料給

介等五割給スルニ至ルマデ臨中ヲ轉手ニ遂業

持統ノ岸ヲ二紹介空所迄事業ヲ遂行スル事

業トスル海員團體係ヲ保リ其ノ推進ヲ受

ケテ紹介ノ業ニ在テハ空所迄事業ヲ持統ニ

企劃シ之ハ會同ヲ開キタルコトハ當時終

會決議ヲ以テ名簿ヲ海洋大業會トシテ

三〇日